

# 給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※市処理欄	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
-------	--------	--------	--------

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。◎用紙が足りない場合は、コピーしてお使いください。

(宛先) <b>静岡市長</b> 市町村コード 静岡市 221007	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	この届出に係る連絡先	係	特別徴収義務者 指定番号	6					
		フリガナ 名称				氏名	一連番号				
		代表者の 職氏名印				電話	整理番号				
年 月 日 提出		個人番号又は 法人番号									

## A 欄

給与所得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日からの 退職時までの 給与支払総額
フリガナ 氏名	旧姓	円	月分 から	円	円	年	月	日	円
生年月日	昭和・平成 年 月 日								
個人番号									
1月1日 現在の 住所	〒								
現在の 住所	〒 (給与の支払を受けなくなった後の住所)								

### ●一括徴収の届出書

一括徴収の理由	徴収予定			一括徴収した税額は
1 異動が12月31日 以前で本人から 申出有 (注1)	異動者印	徴収予定日	徴収予定額	円 月分 (納期限 月 日) と合わせて納入 します
平成 年 月 日申出			円	
1 平成 年 1月1日 以降に退職 (注2)			円	
一括徴収で きない理由	1. 5月までに支払われる給与又は退職手当等が未徴収税額より少ない。 2. その他 ( )			

(注1) 12月31日以前の退職者についても、できるだけ一括徴収をお願いします(退職後国外へ転出する場合は、特に協力をお願いします)。  
(注2) 1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。

退職	退職手当等の支払額	円	勤続年数	年 月

※市記入欄	月割額		現年度	
	6月分	7月分以降		
	円	円		

※印の欄は届出者において記載する必要はありません。

### ●転勤等による特別徴収届出書 (転勤等で特別徴収の継続を希望される場合に記入してください。)

## C 欄

月割額	円を	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	特別徴収義務者 指定番号	この届出に係る 連絡先	係	氏名	電話	新規	新規の場合 (新しい勤務先がまだ特別 徴収義務者に指定されて いない場合)		
	月分 から徴収 し納入する。		フリガナ 名称						氏名		指定番号の 事前連絡	要・不要
給与支払方法 及びその期日			代表者の 職氏名印						電話		納入書	要・不要
		法人番号 (法人の場合)										

◎送付先 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所 市民税課 (電話 054-221-1043)

転勤、再就職等により、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合、前勤務先でA欄までの部分を記入し、新勤務先に回付願います。新勤務先では、C欄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要な手続きを済ませたうえで、給与所得者の一月一日現在の住所(課税地)の市区町村長に送付してください。

(キリトリせん)

「指定番号」「一連番号」の欄には、通知書に記載された番号を必ず記入してください。